

# 伊万里市分別収集計画

(第10期：令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

伊万里市

## 伊万里市分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)	8

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

現在、本市の人口は年々減少を続けている一方で、ごみの総排出量は概ね横ばいで推移しており、一人当たりのごみの排出量は増加傾向となっています。また、ごみの総排出量に対する資源化量を表すリサイクル率は、全国及び佐賀県の平均を下回っており、伊万里市一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみの減量化及び資源化への取り組みの強化が求められています。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を行い、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の3Rの推進や、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、ひいては、循環型社会の形成が図られるものです。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした資源循環型社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

なお、紙製容器包装については、集団回収において雑誌類と併せて混合収集し、再商品化に取り組むものとします。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

年 度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
容器包装廃棄物	3,462 t	3,435 t	3,409 t	3,383 t	3,357 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

### (1) 伊万里市ごみ対策協議会の設置

伊万里市ごみ対策協議会を設置し、容器包装を含めた廃棄物の減量化やリサイクルを推進するための協議等を行います。

### (2) 環境保全推進員制度の活用

廃棄物の減量化や資源化、ごみの分別排出の指導、快適な生活環境の保全のための地域社会のリーダー及び、市民、事業者、市とのパイプ役として、区長に環境保全推進員を委嘱し、事業の円滑な推進を図ります。

### (3) 環境教育、啓発活動の充実

まちづくり出前講座やリサイクルフェアなど、あらゆる機会を利用し、ごみの排出量や処理に要する経費など、ごみ処理の状況についての情報を提供し、市民や事業者の認識を深めます。

さらに、ごみの排出抑制や分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組みます。

### (4) 過剰包装の抑制やマイバッグ運動の奨励

スーパーマーケットなど小売店での包装簡素化や、マイバッグ運動（繰り返し使用が可能な買い物袋を持参する運動）を奨励し、関係者と連携をとりながら、その普及啓発、指導を行います。

### (5) 資源ごみ回収奨励事業（リサイクルサンデー）の推進

行政区や市民団体による再生資源回収活動が継続的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるよう啓発と支援を行います。

### (6) 資源ごみ回収用集積所の整備の推進

リサイクルサンデーに利用する資源ごみ回収用の集積所を整備する場合には、整備費の一部を補助します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、伊万里市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		空き缶、金属類、ガラス類、陶磁器、複合素材
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	びん類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器		紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ）		発泡スチロール製トレイ （主として白色の発泡スチロール製食品トレイ。以下「白色トレイ」と表記）

※紙製の容器包装は、雑誌類と併せて混合収集し、再商品化に取り組むものとします。

※白色トレイ以外の、その他の発泡スチロール製トレイは、白色トレイと併せて混合収集し、分別後、再商品化に取り組むものとします。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

種別	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	71.5		71.0		70.5		70.0		69.5	
主としてアルミ製の容器	74.0		73.4		72.8		72.2		71.6	
無色のガラス製容器	(合計) 63.3		(合計) 62.8		(合計) 62.3		(合計) 61.8		(合計) 61.3	
	(引渡) 63.3	(独自処理) 0.0	(引渡) 62.8	(独自処理) 0.0	(引渡) 62.3	(独自処理) 0.0	(引渡) 61.8	(独自処理) 0.0	(引渡) 61.3	(独自処理) 0.0
茶色のガラス製容器	(合計) 101.6		(合計) 100.8		(合計) 100.0		(合計) 99.2		(合計) 98.4	
	(引渡) 101.6	(独自処理) 0.0	(引渡) 100.8	(独自処理) 0.0	(引渡) 100.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 99.2	(独自処理) 0.0	(引渡) 98.4	(独自処理) 0.0
その他のガラス製容器	(合計) 37.9		(合計) 37.6		(合計) 37.3		(合計) 37.0		(合計) 36.7	
	(引渡) 37.9	(独自処理) 0.0	(引渡) 37.6	(独自処理) 0.0	(引渡) 37.3	(独自処理) 0.0	(引渡) 37.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 36.7	(独自処理) 0.0
主として段ボール製の容器	101.4		100.6		99.8		99.0		98.2	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 111.7		(合計) 110.9		(合計) 110.1		(合計) 109.3		(合計) 108.4	
	(引渡) 111.7	(独自処理) 0.0	(引渡) 110.9	(独自処理) 0.0	(引渡) 110.1	(独自処理) 0.0	(引渡) 109.3	(独自処理) 0.0	(引渡) 108.4	(独自処理) 0.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3	
	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3
(うち白色トレイ)	(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3	
	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 0.0	(独自処理) 1.3

※混合収集分(混合での収集量)

主として紙製の容器包装であって段ボール及び飲料を充てんするための容器以外のもの	(合計) 183.2		(合計) 181.8		(合計) 180.4		(合計) 179.0		(合計) 177.6	
	(引渡) 0.0	(独自処理) 183.2	(引渡) 0.0	(独自処理) 181.8	(引渡) 0.0	(独自処理) 180.4	(引渡) 0.0	(独自処理) 179.0	(引渡) 0.0	(独自処理) 177.6

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和3年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、「伊万里市ごみ処理基本計画」の数値を用いて、次のとおり設定します。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
52,800人 (対前年度比)	52,400人 (対前年度比)	52,000人 (対前年度比)	51,600人 (対前年度比)	51,200人 (対前年度比)
99.25%	99.24%	99.24%	99.23%	99.22%



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。なお、行政区や市民団体による集団回収が行われている缶、ガラス製の容器包装の一部及び段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	空き缶、金属類、ガラス類、陶磁器、複合素材	A. 委託業者による定期収集 B. 市民団体等による集団回収	A. さが西部クリーンセンター B. 登録業者
	主としてアルミ製の容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	A. 委託業者による定期収集 B. 市民団体等による集団回収（茶色と緑色のガラス製容器のみ）	A. 市 B. 登録業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）	市民団体等による集団回収	登録業者
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル	委託業者による定期収集	市
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ）	発泡スチロール製トレイ	委託業者による定期収集	市

※紙製の容器包装は、雑誌類と併せて混合収集し、再商品化に取り組むものとします。

※白色トレイ以外の、その他の発泡スチロール製トレイは、白色トレイと併せて混合収集し、分別後、再商品化に取り組むものとします。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

伊万里市環境センター及びさが西部クリーンセンターにおいて選別、圧縮、保管を行うものとします。なお、缶、ガラス製の容器包装の一部及び段ボールについては、登録業者が保有する施設を活用します。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	分別収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	空き缶、金属類、ガラス類、陶磁器、複合素材	A. 市指定袋	A. 2t 深ボディ車	【選別、保管】 A. さが西部クリーンセンター B. 登録業者
主としてアルミ製の容器		B. 網、コンテナ	B. 2t、4tトラック車、軽トラック	
無色のガラス製容器	びん類	A. 市指定袋	A. 2t 深ボディ車	【選別、保管】 A. 伊万里市環境センター B. 登録業者 (茶色と緑色のガラス製容器のみ)
茶色のガラス製容器		B. コンテナ	B. 2t、4tトラック車、軽トラック	
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	紙類 (段ボール)	なし	2t パッカー車	登録業者
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料及びしょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル	市指定袋	2t 深ボディ車、3t パッカー車	【選別、保管】 伊万里市環境センター
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (白色トレイ)	発泡スチロール製トレイ	市指定袋	2t 深ボディ車	【選別、保管】 伊万里市環境センター